

石綿調査算定要領

（適用範囲）

第1条 この要領は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知）第16の建物等の移転料の算定に係る取りこわし工事費、切取工事費、解体工事費及び曳家工事費のうち、石綿含有建材に係るものの調査積算に適用するものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において「対象石綿」とは、「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に定める「石綿含有吹付け材」、「石綿含有保温材等」、「石綿含有成形板」及び「石綿含有仕上塗材」をいう。

2 この要領において「不可視部分」とは、石綿調査の対象となる建物等に対して剥離又は破壊をしなければ調査ができない部分をいう。

3 この要領において「既存図」とは、石綿調査の対象となる建物等の建築確認申請書の設計図、建築請負契約書の添付設計図、建物等完成時の竣工図、その他法令の定めによって作成された図面のほか、修繕等の建築記録をいう。

4 この要領において「分析調査」とは、対象石綿の有無を確認するため、石綿調査の対象となる建物等から試料を採取し、採取した試料（以下「検体」という。）を分析し、必要に応じた採取箇所の補修を行うまでの一連の作業をいう。

（石綿調査）

第3条 石綿調査は、現地における調査を基本とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、調査を行うものとする。ただし、石綿の製造・使用等が禁止された平成18年9月以降に着工した建物等を除く。

一 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等

イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等へ対象石綿の使用の有無の聞き取り等の調査を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに調査するものとする。

ロ イによる調査の結果、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」又は「石綿使用の可能性あり、または不明」の判定を行うものとする。「石綿使用の可能性あり、または不明」と判定した場合は、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

二 石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材（石綿含有吹付け材としての取り扱いが必要なものは第一号による。）

イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等へ対象石綿の使用有無の聞き取り等を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに調査するものとする。

ロ イによる調査の結果、石綿の使用が明らかにならなかった場合において、建物等

の建築等時期により石綿を使用している可能性が高いと判断される場合は、対象石綿が使用されているとみなすこと（以下「みなし含有」という。）ができるものとする。

ハ イ及びロの調査の結果、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」又は「石綿使用あり」（みなし含有とした場合を含む。）の判定を行うものとする。

ニ みなし含有とする場合は、建築物石綿含有建材調査者及びアスベスト診断士等の専門家の意見を参考とし、調査可能な範囲をもって対象石綿の種類及び施工範囲を決定するものとする。なお、みなし含有によることが困難な場合には、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

2 前項の調査の結果、対象石綿の使用が確認された場合（みなし含有とした場合を含む。）には、対象石綿の施工状況が把握できる写真を撮影するものとする。

（調査表）

第4条 対象石綿の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式第1の石綿調査表より作成し、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 調査年月日 調査を実施した年月日
- 二 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 三 建物等の所在地 調査した建物等の所在地
- 四 建物等の所有者住所 建物等の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 五 建物等の所有者氏名 建物等の所有者の氏名又は名称
- 六 建物等の番号 所有者ごとに整理した番号
- 七 建物の構造・用途・面積 建物の構造、用途及び面積
- 八 建物等の建築等時期の調査 建物等の建築等時期
- 九 調査方法及び石綿含有建材の名称 調査方法、使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称、調査した石綿含有成形板（仕上げ材等）、石綿含有仕上塗材の名称、分析調査の有無及び判断理由
- 十 分析調査 分析調査結果（専門機関の報告書を含む。）
- 十一 最終判定 対象石綿の使用の有無及び判定理由
- 十二 備考 判定根拠に関する事項及びその他参考事項

（図面）

第5条 作成する図面の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 石綿施工状況図
- 二 写真撮影方向図

2 石綿施工状況図は、建物移転料算定要領（平成28年3月11日国土用第76号）別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕、別添二非木造建物調査積算要領、機械設備調査算定要領（平成24年3月30日国土用第48号）及び附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日国土用第49号）に定める図面を利用し、対象石綿の使用されている位置、

範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。

- 3 写真撮影方向図は、前項に定める図面のうち対象石綿の位置が確認できるものを基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入するものとする。

(分析調査)

第6条 分析調査は、専門機関に依頼することを原則とし、分析調査費用については、専門機関からの見積を徴収することとする。

- 2 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第2の調査承諾確認書を作成し、所有者の署名押印を求めるものとする。
- 3 試料の採取及び検体分析の方法は、JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）とする。
- 4 検体の分析は、定性分析を行い、石綿の含有を確認することとする。
- 5 検体の分析結果は、石綿調査表に記載し、検体の分析を行った専門機関の報告書を添付するものとする。

(補償額の算定)

第7条 対象石綿の除去処分費用は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）その他関係法令等に定める方法等に基づく除去処分に要する諸費用について適正に算定するものとする。

- 2 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去処分に要する費用は、第5条に定める図面を提示し、第5項に定める記載事項及び記載方法を明確にした上で原則として2社以上の専門業者から石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）等の関係法令に準拠した除去処分に要する費用の見積を徴することとし、見積価額等の妥当性を検証した上で最も低額な見積価額を採用することを原則とする。
- 3 石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を使用した建物等の撤去処分に要する補償額の算定に当たっては、石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等が使用されていない場合の撤去処分に要する費用に前項による除去処分に要する費用を加えた額を原則とする。
- 4 石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材の除去処分に要する費用については、施工の箇所及び状況に応じた適切な除去方法を選択し、除去処分に要する費用の必要性が認められるものについて、当該費用を算定することとする。なお、当該費用を見積により徴する場合は第2項に準じるものとする。
- 5 第2項による見積は、原則として次の各号に掲げる額について記載を得ることとし、前項による見積は、次の各号のうち必要と認める額について記載を得ることとする。なお、建物等が複数ある場合は、各棟ごとに記載又は、各棟ごとに分別が可能な記載とする。

一 作業場の隔離、養生等の費用

- 二 保護衣・呼吸用保護具等の費用
- 三 湿潤化の費用
- 四 石綿の除去費用
- 五 石綿廃材の運搬費用
- 六 石綿廃材の処分費用
- 七 諸経費等

(参考資料) 石綿含有建材存否判定資料

1 建築基準法及び都市計画法に基づく石綿含有建材の使用例

耐火建築物又は準耐火建築物には、石綿含有吹付け材（いわゆるレベル 1）及び石綿含有保温材等（いわゆるレベル 2）の使用が推定されることから、調査にあたっては表 1 及び表 2 を参考とすること。

表 1 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物

用途	耐火構造		60 分準耐火構造	45 分準耐火構造 ※1
	当該用途に供する階	当該用途の床面積		
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・ 3 階以上の階 ・ 主階が 1 階にない ※2	・ 客席の床面積が 200 ㎡以上		
病院、診療所、ホテル、旅館、児童福祉施設等	・ 3 階以上の階			・ 2 階の床面積が 300 ㎡以上
下宿、共同住宅、寄宿舎			・ 3 階建ての 3 階 ※3	
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・ 3 階以上の階		・ 3 階建ての 3 階 ※3	・ 2 階以下の床面積が 2000 ㎡以上
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	・ 3 階以上の階	・ 床面積が 3000 ㎡以上		・ 2 階の床面積が 500 ㎡以上
自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ	・ 3 階以上の階			・ 床面積が 150 ㎡以上
倉庫		・ 3 階以上の床面積が 200 ㎡以上		・ 床面積が 1500 ㎡以上

※1：建築基準法第 2 条 9 号の 3 のロに規定されているロ準耐火建築物を含む。

※2：劇場、映画館、演芸場に限る。

※3：建物周囲に幅員 3m 以上の通路を設けるなどの要件を満たすものに限る。

表2 防火地域、準防火地域において耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない建築物

階数	防火地域(法第 61 条)			準防火地域(法第 62 条)			
	50 m ² 以下	100 m ² 以下	100 m ² 超	500 m ² 以下	500 m ² 超	1500 m ² 超	
					1500 m ² 以下		
4 階以上	耐火構造			耐火構造			
3 階建							
2 階建				45 分準耐火構造		一定の 防火措置 ※2	45 分 準耐火構造
平屋建							

※1：付属建築物の場合

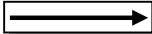
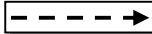
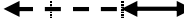
※2：①隣地境界線等から 1m 以内の外壁の開口部に防火設備、②外壁の開口部の面積は隣地境界線等からの距離に応じた数値以下、③外壁を防火構造とし屋内側から燃え抜けが生じない構造、④軒裏を防火構造、⑤柱、はりが一定以上の小径、又は防火上有効に被膜、⑥床、床の直下の天井は燃え抜けが生じない構造、⑦屋根・屋根の直下の天井は燃え抜けが生じない構造、⑧3 階の室の部分とそれ以外の部分とを間仕切壁又は戸で区画することが必要。

※3：木造建築物の場合

2 建築時期による石綿含有建材の使用例

表 3 にある期間に建築等された建物等には、石綿含有建材が使用されている可能性が高いことから、調査にあたっては表 3 を石綿含有建材の判定の参考とすること。なお、使用期間外であっても使用されている可能性があるため注意が必要である。

表3 種類別石綿等使用期間表

注)			 実際使用されていた期間			 使用されていたと思われる期間								
解体作業 区分	種類	工法等	使用された概ねの期間											
			1955 S30	1965 S40	1970 S45	1975 S50	1980 S55	1988 S63	1990 H2	1995 H7	2004 H16	2005 H17	2006 H18	
法的 メーカー自主規制						※1 ※A		※2 ※B	※2 ※C		※3	※4	※5	※6
（発じん性が著しく高い作業） レベル1	吹付け石綿													
	石綿含有 吹付け ロック ウール	石綿 30%以下												
		乾式・半乾式 石綿 5%以下												
	湿式石綿含有 吹付け材													
	石綿含有吹付け パーミキュライト													
	石綿含有吹付け パーライト													
	建築用仕上塗材 ※7													
（発じん性が高い作業） レベル2	石綿含有けいそう土 保温材													
	石綿含有けい酸 カルシウム保温材		※1											
	石綿含有パーミキュ ライト保温材		※1											
	石綿含有 パーライト保温材													
	石綿保温材													
	石綿含有けい酸 カルシウム材第2種													
	石綿含有耐火被覆板													
	屋根用折版石綿 断熱材													
	煙突用石綿断熱材													

- ※1 石綿等の吹付け作業の原則禁止、石綿含有率 5.0%超を石綿含有製品と定義
 ※2 石綿を特定粉塵に定義、濃度測定の義務
 ※3 石綿吹付け材除去作業の事前届出制実施、石綿含有率 1.0%超を石綿含有製品と定義。青石綿と茶石綿の製造・輸入・譲渡・使用を禁止
 ※4 白石綿の製造、使用等の禁止
 ※5 特定建築材料にアスベスト含有保温材、耐火被覆材、断熱材を追加
 ※6 石綿含有率 0.1%超を石綿含有製品と定義
 ※7 吹付けパーライト、吹付けパーミキュライトが該当する。環水大大発第 2011301 号令和 2 年 11 月 30 日付環境省水・大気環境局長通知を参照
 ※A 吹付け石綿原則禁止 ※B 石綿含有吹付けロックウール（乾式・半湿式）使用禁止
 ※C 湿式石綿含有吹付け材使用禁止
 ※i 戦前から生産 ※ii 1952 年から生産 ※iii 1951 年から生産 ※iv 製造開始年月日は不明

解体作業 区分	種類	工法等	使用された概ねの期間										
			1955 S30	1965 S40	1970 S45	1975 S50	1980 S55	1988 S63	1990 H2	1995 H7	2004 H16	2005 H17	2006 H18
法的 メーカー自主規制						※1		※2		※3	※4	※5	※6
レベル3 (発じん性が比較的低い作業)	石綿含有 スレートボード												
	石綿含有 スラグせっこう板												
	石綿含有 パルプセメント板												
	石綿含有 押出成形セメント板												
	石綿含有けい酸 カルシウム板第1種												
	石綿含有ロックウール 吸音天井板												
	石綿含有 せっこうボード												
	石綿含有パーライト板												
	石綿含有その他ボード												
	石綿含有その他パネル												
	石綿含有壁紙												
	石綿含有 ビニル床タイル												
	石綿含有 ビニル床シート												
	石綿含有ソフト巾木												
	石綿含有住宅屋根用 化粧スレート												
	石綿含有ルーフィング												
	石綿含有窯業系 サイディング												
	石綿含有建材複合 金属系サイディング												
	石綿含有 スレート波板												
	石綿セメント管												
	石綿セメント円筒												
	ガスケット・パッキン												
	建築用仕上塗材 ※7以外												

(参考資料) レベル別石綿調査算定フロー

